令和７年度随意契約一覧表【産業部】

令和７年７月１日から令和７年９月３０日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
商工観光課	金剛地域魅力発信業務	令和7年7月1日	株式会社ジェイエムウエスト堺局	契約日	～	令和8年3月31日	9,028,000	本業務は、金剛地域魅力発信事業委託業務一式を行うものである。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	本事業の業者選定に当たりましては、価格評価のみならず、明るさ、華やかさ等のデザイン性を審査基準として重視し、より良い提案を求めるため、競争入札に適さないと考え、本市の一般競争入札資格者名簿に登録のある事業者の中から公募型プロポーザルを実施しました。事業者からの提案内容を総合的に審査した結果、選定した株式会社ジェイコムウエスト堺局との特命随意契約を希望するものです。
商工観光課	「大阪のれんめぐりEXPO店」出店契約	令和7年7月22日	白ハト食品工業株式会社	契約日	～	令和7年11月30日	1,188,000	大阪・関西万博において本市の観光と富田林ブランド認定品のＰＲを行うため、富田林商工会とともに「サスティナブルフードコート・大阪のれんめぐりEXPO店」の市区町村向け観光宣伝ブース区画に出店するもの。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会より施設を借り受け、「サスティナブルフードコート・大阪のれんめぐりEXPO店」を運営管理する業者であるため。
農業創造課	農山漁村振興交付金事業に係る農業公園整備業務	令和7年7月1日	サバーファーム共同企業体	契約日の翌日	～	令和7年11月28日	25,157,000	本業務は、農山漁村振興交付金を活用し、本市農業公園において緑のパーゴラ、屋外卓、ベンチ、園内サイン等の整備事業について、委託するものでした。 また、本市農業公園を地域活性化の拠点として機能すべく、効果的に設備を配置することなどを目的としております。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	本公園は、現在休園中でありますが、令和７年４月１日より新たな指定管理者が、令和７年８月上旬の再開を目指して整備を進めています。 　このため、指定管理者によって行われている本公園の再開のための整備と本件整備事業とは密接な関係を有します。 したがって、本業務契約締結を上記事業者とすることは、本市農業公園の一体的な整備が可能となり、それぞれの整備事業における工程の効率化はもとより、本件整備事業の目的である地域活性化の拠点としての本市農業公園の機能の向上に適うものであります。 よって、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との随意契約を締結させていただきたく存じます。
農業創造課	農山漁村振興交付金事業に係る体験農園整備業務	令和7年7月8日	サバーファーム共同企業体代表者　一冨士ケータリング㈱	契約日の翌日	～	令和7年11月30日	2,915,000	本業務は、農山漁村がもつ豊かな自然や食等の多様な地域資源を活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、農業者の所得向上及び、雇用の拡大などの取組みを総合的に支援することを目的とした国の農山漁村振興交付金を活用し、富田林市農業公園において、農産物の収穫体験の提供を図るため、体験農園の整備を実施するものです。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	本業務は、体験農園の整備を実施するにあたり、本公園の集客に関わる立場である指定管理者が、自ら責任をもって整備を行うことで、施設の機能や品質の確保が期待されるものです。 また、８月上旬のリニューアルオープンを控え、早急に業務に着手し、収穫体験の提供を開始する必要があります。 加えて、開園後の来園者の利用が始まっている中での作業であり、安全確保や来客動線への配慮が求められます。そのため、現場の状況を常時把握している指定管理者自らが整備を行うことが、より円滑かつ安全な実施につながると考えられます。 さらに、本市が工事積算を行った場合と、指定管理者が自ら算出した見積額を比較した結果、指定管理者が実施する方が明らかに低価格であり、公共の利益にも資するものと判断します。
農業創造課	富田林市農業公園オープニングイベント実施運営業務	令和7年7月14日	サバーファーム共同企業体代表者　一冨士ケータリング㈱	契約日の翌日	～	令和7年10月31日	1,100,000	本業務は、富田林市農業公園サバーファームにおいて、リニューアルオープンを開催するにあたり、式典を円滑かつ効果的に設営及び、運営することを目的とした業務である。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	本業務は、富田林市農業公園のリニューアルオープンに伴い実施される式典に関するものであり、本公園の指定管理者が主催者として、本市及び関係団体と連携しながら、進行スケジュールやプログラムの調整・実施を行う必要があります。 また、本式典はリニューアル内容や今後の活用方針について、来賓や関係者に直接説明する場であり、施設運営の責任主体である指定管理者が対応することで、信頼性の高い運営が可能です。さらに、式典の設営や運営は、本公園管理業務と密接に連携しており、特に駐車場での式典実施に際しては、来園者と式典参加者の動線誘導を円滑に行う必要があるほか、式典の模様をラジオ放送する予定もあり、本公園の魅力を効果的に発信するためには、施設の特性を熟知した指定管理者の関与が不可欠です。 よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、当該事業者との随意契約を締結を希望します。
農業創造課	20250626大雨新堂空田水路緊急突発工事	令和7年9月16日 (令和7年6月26日　履行誓約)	西田建設　株式会社　富田林営業所	令和7年6月26日	～	令和7年8月26日	¥2,414,500	工事延長　L=8.0m 水路改修工　一式	地方自治法施行令第167条の２第１項第５号	工事場所の近くに会社があり即対応可能な為。